

介護保険施設へ入所したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。
 ただし、市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の
 上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

認定要件

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯全員が住民税非課税であること。
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること。
- (3) 預貯金等合計額が基準額以下であること。※表1参照。

〈表1 負担段階と負担限度額〉

所得の状況		預貯金等の 資産の状況	ユニット 型個室	食費
第1段階	・世帯全員が住民税非課税の方 で、老齢福祉年金受給の人 ・生活保護を受給されている人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で本 人の合計所得金額と課税年金収 入額と非課税年金収入額の合計 が年額80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820円	390円
第3段階 (1)	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入額の合 計が年額80万円を超え120万円 以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円	650円
第3段階 (2)	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入額の合 計が年額120万円を超える人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円	1,360円
第4段階	上記以外の人	※具体的な金額は施設の基準により異なる。		

※赤字の部分は、令和3年度制度改正に伴い、見直しが行われた部分です。

※申請には①介護保険負担限度額認定申請書②同意書、

③預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピーが必要になります。

- (1) 銀行名・口座番号・名義人が記載してあるページ
- (2) 最終ページ のコピーを持参してください。